

契約事務実施規則の特例を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、契約事務実施規則（13規則第13号）の特例を設けるとともに、必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- 二 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- 三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- 四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
- 五 経理責任者 会計規程（13規程第26号）第7条第1項に規定する経理責任者をいう。
- 六 一般競争 会計規程第36条第2項に規定する一般競争をいう。
- 七 指名競争 会計規程第37条に規定する指名競争をいう。
- 八 随意契約 会計規程第38条に規定する随意契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、農研機構の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達

契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をするために直接に必要な特定役務(当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。)又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- 一 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
  - 二 特定役務のうち建設工事の調達契約 特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
  - 三 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
  - 四 特定役務のうち前2号以外の調達契約 特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(参加のための条件)

第3条の2 経理責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(競争参加者の資格に関する審査等)

第4条 経理責任者は、一般競争により特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務実施規則第7条に定める資格について、随時に審査しなければならない。

2 経理責任者は、一般競争により特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務実施規則第7条に定める資格の基本となるべき事項及び申請の時期、方法等について、当該特定調達契約の締結が見込まれる事業年度(会計規程第4条に規定する事業年度をいう。以下同じ。)ごとに、官報により公示しなければならない。

3 経理責任者は、指名競争により特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務実施規則第7条の規定に準じて定める指名競争に参加する者に必要な資格について、随時

に指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

- 4 経理責任者は、指名競争により特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務実施規則第7条の規定に準じて定める資格の基本となるべき事項及び申請の時期、方法等について、当該特定調達契約の締結が見込まれる事業年度ごとに、官報により公示しなければならない。
- 5 経理責任者は、第2項又は前項の規定による公示において、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
  - 一 調達をする物品等又は特定役務の種類
  - 二 契約事務実施規則第7条に定める一般競争の資格又は同条の規定に準じて定める指名競争の資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 6 経理責任者は、第3項の審査の結果、指名競争に参加する資格を有する者と認める場合には、契約競争参加者等資格審査規則（13規則第15号）第10条に規定する有資格者名簿に登録しなければならない。

（一般競争の公告）

- 第5条 経理責任者は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、官報に公告しなければならない。
- 2 経理責任者は、前項の規定により官報に公告を行うときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前にしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。
    - 一 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につき前項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日
      - ア 調達の内容
      - イ 入札期日として予定する日付
      - ウ 調達に関心を有する者は、経理責任者に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。
      - エ 第10条に規定する文書を交付する場所
      - オ 次条第1項各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）
    - 二 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日
    - 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
      - ア 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条の規定により発行される官報により行う場合
      - イ 第10条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
      - ウ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合
  - 四 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行

われる取引（物品等の取引にあつては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

ア 前号ア及びイに掲げる場合に該当する場合（イに掲げる場合を除く。） 13日

イ 前号アからウまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

- 3 経理責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項ただし書の規定による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争公告をする事項）

第6条 一般競争公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 競争入札に付する事項

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 競争執行の場所及び日時

五 入札保証金に関する事項

六 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付

七 契約事務実施規則第7条に定める資格の申請の時期及び場所

八 第10条に規定する文書の交付に関する事項

九 落札者の決定の方法

- 2 経理責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

- 3 経理責任者は、第1項の規定による公告において、当該経理責任者の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。

一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二 入札期日又は契約事務実施規則第7条に定める資格の申請の時期

三 経理責任者の氏名及びその所属する部局の名称

（指名競争の公示等）

第7条 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、経理責任者が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第5条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同条第1項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同条第2項中「公告を」とあるのは「公示を」と、同条第2項第1号中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、同条第2項第3号中「一般競争公告」とあるのは

「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同項第1号、第2号及び第5号中「事項」とあるのは「事項及び契約事務実施規則第22条に規定する理事長が別に定める基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と、同項第6号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同項第7号及び同条第3項中「契約事務実施規則第7条」とあるのは「契約事務実施規則第25条の規定において準用する同規則第7条」と、同条第2項及び第3項中「公告に」とあるのは「公示に」と読み替えるものとする。

2 契約事務実施規則第22条に規定する理事長が別に定める基準により指名される競争参加者に対しては、前項において読み替えて準用する前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を前項において読み替えて準用する第5条第1項の規定による指名競争に係る公示（以下「指名競争公示」という。）の日に通知するものとする。

3 前項の場合においては、同項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 一連の調達契約にあっては、第1項において準用する前条第1項第6号に掲げる事項

二 契約の手續において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第8条 経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から第4条第1項又は第3項に規定する資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 経理責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、第4条第3項の規定による審査の結果、指名競争に参加する者に必要な資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第2項に規定する事項及び同条第3項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3 経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が当該資格審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第6条第1項第2号に掲げる競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4 経理責任者は、第4条第1項又は第3項に規定する資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同各項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(技術仕様)

第9条 経理責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- 一 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- 二 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 経理責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第10条 経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- 一 第6条又は第7条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項(第6条第1項第8号に掲げる事項を除く。)
- 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 三 開札に立ち会う者に関する事項
- 四 経理責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- 五 契約の手続において使用する言語
- 六 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- 七 その他必要な事項

(落札)

第10条の2 経理責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した入札者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第11条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- 一 一般競争若しくは指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合又は入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
- 二 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- 三 既に調達をした物品等(以下この号において「既調達物品等」という。)の交換部

品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

四 農研機構の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合

五 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で、当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

六 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る一般競争公告又は指名競争公示において、この号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七 緊急の必要により競争に付することができない場合

八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のため、これらの者から直接に物品等を買入れるとき。

九 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物品等の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。）

（落札者の決定に関する通知等）

第12条 経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

- 2 経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。
- 一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
  - 二 経理責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
  - 三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - 四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - 五 落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - 六 契約の相手方を決定した手続
  - 七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、一般競争公告又は指名競争公示を行った日
  - 八 随意契約による場合にはその理由
  - 九 その他必要な事項
- 3 経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したときは、第14条の3第1項に規定する特定調達契約審査委員会に報告するものとする。一般競争又は指名競争に付しても入札者がいないとき、又は入札を繰り返しても落札者がいないときについても同様とする。

(一般競争又は指名競争に関する記録)

- 第12条の2 経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録(契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成し、別に定めるところにより5年間保管するものとする。
- 一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
  - 二 入札者の申込みに係る価格
  - 三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
  - 四 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
  - 五 第8条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
  - 六 その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

- 第13条 経理責任者は、特定調達契約につき、随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、別に定めるところにより5年間保管するものとする。

(苦情の処理)

- 第14条 各会計区分(会計規程第7条第1項に規定する会計区分をいう。以下同じ。)には、当該会計区分における特定調達契約につき、当該特定調達契約の競争(随意契約を含む。以下この項において同じ。)に参加した者又は競争に参加できる資格を有する者(以下「苦情申立者」という。)からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に

当たる職員（以下「苦情処理担当者」という。）を置き、当該苦情の処理に当たらせるものとする。

2 前項に定める苦情処理担当者は、次の各号に掲げる会計区分ごとに、当該各号に定める職を占める者とする。

- 一 管理本部 本部管理本部総務部会計課長
- 二 観音台第1 本部管理本部観音台第1管理部会計課長
- 三 観音台第2 本部管理本部観音台第2管理部会計課長
- 四 観音台第3 本部管理本部観音台第3管理部会計課長
- 五 藤本・大わし 本部管理本部藤本・大わし管理部会計課長
- 六 池の台 本部管理本部池の台管理部会計課長
- 七 北海道 本部管理本部北海道管理部会計課長
- 八 東北 本部管理本部東北管理部会計課長
- 九 西日本 本部管理本部西日本管理部会計課長
- 十 九州沖縄 本部管理本部九州沖縄管理部会計課長
- 十一 さいたま 本部管理本部さいたま管理部会計課長
- 十二 川崎 生物系特定産業技術研究支援センター研究管理部資金管理課長

3 経理責任者は、第1項の規定により特定調達契約に係る苦情を処理した場合には、当該苦情の内容及び苦情の処理経過等を理事長に報告するものとする。

（特定調達契約に関する統計の報告）

第14条の2 理事長は、農林水産省の依頼に応じ特定調達契約に関する統計を作成し、農林水産省に報告するものとする。

（委員会の設置）

第14条の3 理事長は、経理責任者が行う特定調達契約に関し必要な事項を審査するため、会計区分ごとに特定調達契約審査委員会を置く。

2 特定調達契約審査委員会の構成、運営については、理事（総務、財務、デジタル化担当）（以下「理事」という。）が別に定める。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、特定調達契約の実施に関し必要な事項は、理事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（平成13.12.14 規則第14-1号）

この規則は、平成13年12月14日から施行する。

附 則（平成14.11.30 規則第14-2号）

- 1 この規則は、平成14年11月30日から施行する。
- 2 この規則による改正後の独立行政法人農業技術研究機構契約事務実施規則の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（平成15.10.1 規則第14-3号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規則第14-4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24.4.1 規則第14-5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26.2.18 規則第14-6号）

- 1 この規則は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規則による改正後の契約事務特例規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（平成27.4.1 規則第14-7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 規則第14-8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31.1.22 規則第14-9号）

- 1 この規則は、平成30年7月17日東京で署名が行われた経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規則による改正後の契約事務特例規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（平成31.4.16 31-5規則第14-10号）

この規則は、平成31年4月16日から施行する。

附 則（令和元.12.23 31-19規則第14-11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月23日（以下「施行日」という。）から施行する。

（事務の引継ぎ等）

- 2 この規則による改正前の契約事務実施規則の特例を定める規則第14条第1項の規定により同条第2項各号に掲げる苦情処理担当者が行っている事務は、施行日において、この規則による改正後の契約事務実施規則の特例を定める規則第14条第2項各号に掲げる会計区分ごとにそれぞれ当該各号に掲げる苦情処理担当者に引き継がれるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和2.12.25 02規則第14-12号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規則による改正後の契約事務特例規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（令和3.4.1 03-14規則第14-13号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4.3.22 03-26規則第14-14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の契約事務実施規則の特例を定める規則第9条の規定は、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、なおその効力を有する。

附 則（令和6.7.31 06規則第14-15号）

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7.3.26 06規則第14-16号）  
（施行期日等）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
  
- 2 この規則による改正後の契約事務実施規則の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。